

第 25 回総会議事録

(令和 7 年 7 月 25 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第25回総会 議事録	
日 時	令和7年7月25日（金）14時00分～15時25分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について 第6号 農業委員会が発行した6月分扱い諸証明の確認について 第7号 令和7年度生産緑地地区指定の都市計画変更案について 第8号 農業生産法人の事業の状況等報告について
審議結果	第1号議案 15番 許可 16番 許可 第2号議案 10番 許可相当 11番 許可相当 12番 許可相当 13番 許可相当 14番 許可相当 第3号議案 9番 許可相当 10番 許可相当 11番 許可相当 12番 許可相当 13番 許可相当 14番 許可相当

	15番許可相当 第4号議案 12番 証明交付 13番 証明交付 14番 証明交付 15番 証明交付 16番 証明交付 17番 証明交付 18番 証明交付 19番 証明交付 20番 証明交付 第5号議案 15番 証明交付 第6号議案 13番 協力
議 事	
事務局	(開会 14時00分) 事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。
議長	それでは、ただ今から第25回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号12番岡本委員、13番菅沼委員にお願いします。 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。 15番について事務局から説明してください。
事務局	農地所有適格法人ではない一般法人が、解除条件付賃借権の設定をする申請です。 譲受人は、代表者の父の土地を間借りしてシイタケの施設栽培を行っています。近年、直売スーパーなどの卸先でのシイタケの需要が高まっており、規模拡大を考えていました。また、現在の栽培施設は法人名義での権利設定がされていないため、この度休耕中である代表者の父の畑に賃借権を設定し、正式に法人として耕作をしたいとの意向がありました。譲受人代表者の父である譲渡人は、年齢が90歳以上と高齢であり、申請地も接道が悪く休耕状態のため今回の話がまとまりました。なお、本申請地では、現在間借りしている農用地と同様、農作物栽培高度化施設の設置を予定しています。 常時従事者は、代表者、役員1名です。その他、譲受人は就労継続支援B型施設も運営しており、作業員数十名が交代で作業をする予定です。 周辺との調和要件についても、地域事情も分かっており問題ないと考えられます。

通作距離について、事業所および間借りしている施設が申請地から徒歩5分以内の場所にあり、通作距離も問題ありません。申請地に公道は接道していませんが、隣地に共用の通作路があり、使用して問題ない旨確認済みです。

本案件は、譲受人が農地に権利設定を行うのは初めてとなるため、あらかじめ2人の農業委員にて面談を実施済みです。7月2日に、地区担当である坂田委員、隣接地区である森推進委員、譲受人代表者、役員、譲渡人で面談を実施し、問題ない旨を確認しております。

今回は、一般法人による賃借権設定のため、一部解除条件が付与されます。賃貸借契約書にて、農地等を明け渡す際の原状回復の義務は譲受人にあり、費用も負担すること、原状回復がなされなかった場合の損害賠償の支払いや貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いは譲受人が行うことを確認しています。また、農業委員会宛に毎年決算年度終了後3か月以内に事業報告書を提出することについて了承しています。

以上、農地法第3条第3項に該当し、第5項に基づき先に述べた条件を以て許可要件を満たすと考えております。

議長

15番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員

申請地は地元の人でないと行き来しにくい場所にあります。譲受人は地元でシイタケ栽培を行っており、問題ありません。

議長

隣接地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。

森推進委員

譲渡人は高齢のため、このまま放置すると申請地が荒廃農地になるおそれがあります。譲受人の営農状況は問題ないため、農地の適正管理に繋がると思います。問題ありません。

議長

15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、15番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、15番は許可とします。

続いて、16番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人世帯の現在の耕作面積は約156aで、申請地を加えると約159aとなります。

全ての経営農地は植木畑や露地野菜畑として、良好に耕作されていることを確認済みです。申請地は権利取得後、露地野菜畑として耕作予定です。

なお、譲受人世帯の所有地において、登記地目が畑で、現況が宅地になっていると

ころがありましたので、「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の19番で、申請を受け付けています。

自宅から申請地までは徒歩で約1分、現在の経営農地の隣地であり、道路への通作路になるため、通作距離に問題はありません。常時従事者は、本人含め2名です。現在の耕作状況から、従事日数も200日が見込まれます。すでに隣地を耕作しているため、周囲との調和条件についても問題ありません。

議長

16番について、地区担当は私ですので意見します。

譲受人の所有農地は適切に耕作されており、問題ありません。

議長

16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、16番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、16番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。10番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は高齢、病気療養中で農地以外の安定収入を考えていたところ、中古自動車販売業等を営む法人から駐車場として借受要望があり転用するものです。借受法人は申請土地の前面に営業所及び近隣に展示前車両の駐車場を賃借しており、需要拡大による増車等のため、常時40台を駐車できる代替地を近隣で探していました。現在の事業地等からは道路を挟んだ近隣地にあり、利便性が非常に良く、かつ話がまとまった唯一の土地として選定されました。

立地基準は第2種農地です。市街化区域500m以内に存する農地で、10ha以上の集団農地に含まれない農地です。

被害防除について、敷地内は全面アスファルト敷とし、南西側から北東側への自然勾配を利用して、雨水・雑排水を、新設する敷地内U字溝から公共下水道に接続し排水します。北東側隣地境界は、コンクリートブロック及びその上にネットフェンスを新設します。

申請者の所有農地に違反転用はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

10番について、石井委員の意見はいかがですか。

石井委員

事務局と現地を確認しました。申請内容は事務局の説明どおり、問題ありません。

議長

10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

	無いようですので、10 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、11 番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は農業後継者もなく、農地の縮小を考えていたところ、運送業を営んでいる法人から駐車場として借受要望があり、転用するものです。借受法人は港北区鳥山町にトラックの駐車スペースを賃借していましたが、貸主から立退きを求められ、代替地を近隣で探していました。現在の営業所から 2 k m 圏内で、周囲に住宅が少なく、4 t トラックが出入り可能という条件を満たし、話がまとまった唯一の土地として選定されました。 立地基準は第 2 種農地です。市街化区域 500m 以内に存する農地で、10ha 以上の集団農地に含まれない農地です。 被害防除について、敷地内は全面碎石敷とし、雨水は自然浸透させます。既存土留めは再利用し、出入口部分以外の敷地内上部には鋼板土留めを新設し、土砂の流出を防ぎます。 申請者の所有農地に違反転用はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	11 番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。
石井委員	申請内容は事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	11 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11 番は相当とし、市に進達します。 続いて、12 番について事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は、駐車場です。申請者は高齢となり、労働力も限られる中、所有農地の維持管理に手が回らず苦慮していたところ、当該申請地を駐車場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請するものです。 借受法人は、鶴見区大黒町に事業所を有する産業廃棄物運搬業者です。これまで川崎市川崎区にある賃貸地および自社所有地の 2 か所を駐車場として利用していました

が、再開発により賃貸契約が終了することとなりました。従業員の通勤距離や、収集ルートメインとなる第三京浜道路羽沢インターから近距離で、大型車両が進入するための前面道路の幅員等の条件を満たし、かつ、2か所の駐車場を合わせた台数の車両が駐車可能な場所を探していたところ、今回の申請地で話がまとまったものです。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に含まれません。

道路および水路、隣接農地との高低差は入口スロープ部分を除き既存のままとし、外周の法面上部に55cmの鋼板土留めを設置し、隣接地への碎石の流失を防ぎます。敷地内は、入口スロープ部分を含めて全面転圧・碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。余剰水については雨水浸透施設を設置し、前面道路の排水設備に接続します。

申請者の所有農地に違反転用はありません。

敷地面積が1,000㎡を超えるため、雨水浸透施設の設置について下水道河川局河川管理課に申請済みです。出入口の位置および浸透施設については神奈川土木事務所と協議済みです。敷地内の切土・盛り土の高さ及び施工面積は盛土規制法は適用外です。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長

12番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員

現地は前面道路が広く、車の通行に問題ありません。申請内容は事務局の説明どおり問題ありません。

議長

12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、12番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、12番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、13番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は耕作が困難な申請地の有効活用を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は新車・中古車販売をしている都筑区の法人です。事業拡大のため販売車両12台を発注する予定ですが、現在賃借している駐車場にはスペースがないため、新たな駐車場が必要になりました。本社から5km圏内、現在使用している駐車場から1km圏内の土地を探したところ、申請地のみが見つかりました。

立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。

被害防除について、北東の出入口部分はスロープ状にし、敷地内は碎石敷き、雨水は自然浸透させます。出入口以外の3方に高さ40cmの土留鋼板を設置します。

	申請者の所有農地に違反転用はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	13 番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	事務局と現地を確認しました。転用計画は事務局の説明のとおりで、問題ありません。
議長	13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、14 番について事務局から説明してください。
事務局	畑の上部に太陽光発電設備を設置し、パネル下で営農を行う営農型太陽光発電についての申請です。申請地で地主がシャインマスカットを栽培し、上部に同じく地主が太陽光発電設備を設置します。 転用面積は、営農型発電設備を支える支柱部分および分電に必要な設備です。農地に支柱を立てて太陽光パネルを支えますが、支柱は 1 本あたり 0.0045 m²、支柱の数は 175 本です。ほかに、変圧器設置箇所の 2.88 m²、東京電力の電線への引込み柱 1 本 0.08 m²であり、合計すると 3.75 m²となり、この面積が農地転用の面積です。一時転用の期間は、認定農業者が営農するため 10 年間です。 申請人は、認定農業者および農地所有適格法人として隣接地の営農型太陽光発電設備の下シャインマスカットを栽培している法人です。同一代表者で隣接地の設備設置者である法人は、太陽光発電設備を設置し、発電した電力を売電しています。営農型太陽光発電施設を山梨県や淡路島で運営しているほか、営農型ではない太陽光発電施設を 8 カ所運営しています。申請地は、登記地目が田ですが現況畑であり、隣接地と地続きで果樹の栽培が可能です。また、シャインマスカットの栽培に必要な農機具も一か所にまとめることが可能です。法人の所在地は青葉区美しが丘にあり、通作距離も適切です。平坦な地形が営農及び発電設備の設置に向いていること、近くに電気を受け渡しする電柱があり、高い構造物が無く日照を得られやすいこともあり申請地を選定しました。 営農型太陽光発電では地域の平均的な収量の 8 割以上を収穫することが必要となっています。今回の申請は新たに苗木を植えて育てる為、当初の 3 年間は収穫量が 0 であり、4 年目から収穫、5 年目から 8 割以上の収穫を見込んでいます。現に、隣接地は令和 2 年度許可、令和 5 年度再許可を得ていますが、地域の平均的な収量の 7 割程度の収穫ができています。今回申請の太陽光パネルは幅約 1 メートルですが、パネル

間は約1メートルあけ、農地に太陽の直進光が入るようにします。同一の遮光率である山梨県では地域の平均的な収量の8割以上確保しており、本案件についても問題ないと見込まれる旨、神奈川県農業技術センターから意見書が添付されております。

シャインマスカットの苗木は24本植え、H型で栽培します。ぶどうのつるは支柱間に張ったワイヤーに誘引する計画です。シャインマスカットの育成ノウハウについては、隣接地と同様営農型太陽光発電でシャインマスカットを既に栽培している農家の方から、毎月1回以上、青葉区の申請地に来ていただき、指導いただくほか随時で電話相談を受けていただくことの承諾を得ています。

将来太陽光パネルの撤去が必要になった際に備え、申請者がパネルを撤去することの誓約を確認しております。

立地基準は農用地です。審査基準上、原則、農用地での転用は許可しないこととなっていますが、営農型太陽光発電設備設置の一時転用については例外的に認められています。横浜市北部農政事務所農用地担当にも、周辺農地および地域の農業振興上の影響はないことを確認済みです。

被害防除について、雨水は自然浸透とします。現地は平坦な地形であることとぶどうの木の下に草を生やす草生栽培にすることで、付近に土砂が流出しないようにします。東側境界沿いが一部法面になっていますが、自然植生をそのまま活かします。南側水路沿いは土留め板高さ30cmをそのまま活かします。隣接地権者には水稻を耕作していますが、事業について説明・了承済みです。

申請者の所有農地に農地法違反はありません。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長

14番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。

森推進委員

申請地は令和6年度に農地法3条許可申請により、申請者に所有権移転された農地です。申請地の隣接地には、本申請と同様の営農型太陽光発電施設があり、こちらの敷地を広げる形で申請を受けております。既存施設のシャインマスカットの収穫量についてですが、今年は3000房強の収穫を見込んでいますと、申請者から説明を受けています。

議長

14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員

申請地は農用地ですが、本申請の主目的は何でしょうか。

ブドウを栽培するために営農型太陽光発電が必要なのか、それとも営農型太陽光発電の付随としてブドウを栽培するということでしょうか。

事務局

質問内容の前者が主目的です。

申請者は隣接地で営農型太陽光発電施設を申請した当初は新規参入者でしたが、現在は認定農業者として農業に取り組んでいます。また、売電価格も近年低下傾向にあり、収穫物の直売所での販売が、主な収入になっていると申請者から伺っております。

	JAの果樹部にも所属をしており、引き続き地域で農業を続けていく意思を確認しております。
菅沼委員	営農型太陽光発電施設の設置が、ブドウ栽培のために必要不可欠か疑問に思います。パネルを固定するための支柱を農地に建てるため、農薬散布のための十分なスペースをとるのが難しいと思います。地域の収穫量の8割を、十分維持できる見込みはありますでしょうか。
事務局	本申請は、あくまでも一時転用として申請されています。恒久的に転用を許可するものではなく、地域の収穫量の8割を維持できなくなったり、農業をやめる際には、営農型太陽光発電施設的全設備を申請者は撤去する義務があります。 あくまでも農地として維持管理することを前提とした国の推奨する制度なので、近年問題になっているメガソーラー施設のように、設置した太陽光パネルが放置されるようなことのない制度となっております。
関戸委員	今回の申請は、パネルの下でシャインマスカットを栽培することが条件なのでしょうか。後から栽培品目を変更することは認められるのでしょうか。
事務局	原則は申請時の営農計画を維持できることを条件に一時転用許可としています。 個別審査になりますが、やむを得ない事情だと横浜市が認めた場合については、栽培品目の変更が認められた事例は過去にあります。
坂田委員	事務局の説明を補足します。 営農型太陽光発電施設の制度は農水省が推奨している制度であり、申請地の隣接地が営農型太陽光発電施設の申請がされた当時も、何度も議論を重ねて承認された経緯があります。 農用地に太陽光パネルが設置されることへの懸念点は確かにありますが、ブドウの収穫量を維持できない、もしくは農業をやめる際にはパネルを撤去しなければならない制度ではありますので、ブドウの栽培があつてこそその太陽光発電となっております。
菅沼委員	この8割維持というのは、収穫量でしょうか。それとも売上金額でしょうか。 また、果樹の場合は植え付け直後は収穫できませんが、それでも問題ない制度なのでしょうか。
事務局	収穫量です。売上金額は問われません。 また、果樹の場合は植え付け後数年は収穫ができませんので、それを見越した制度になっています。数年後に樹が成長して本格的に収穫できるようになるまでは、収穫量が目標に達しなくても、それだけを理由に直ちに撤去とはなりません。 一方で、営農型太陽光発電の制度ができた当時より、売電価格は大きく下がりました。太陽光パネルの設置費用を賄うには電気を売るだけでは不十分であり、農業収入

	を得ることを前提とした計画でないと経営が成り立たないものと思われます。
議長	14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、14 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、14 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。9 番について事務局から説明してください。
事務局	今回の案件は地主 2 人がそれぞれ所有している土地を貸し合って、一つの駐車場に転用するため、譲渡人・譲受人両方が地主 2 人となる 5 条申請です。 譲渡人及び譲受人である地主 2 人は、高齢で耕作が困難なため、申請地の有効活用を検討していたところ、駐車場として借り受けたいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は不動産業を営む都筑区の法人です。トラック 1 台を含む車 8 台の駐車場の利用希望があり、平坦でトラックの駐車を嫌がられない場所という条件で牛久保東エリアを探したところ、申請地のみが見つかりました。 立地基準は第 2 種農地です。市街化区域が 500m 以内にあり、周辺農地の規模が 10ha 未満です。 被害防除について、敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。西側に出入口を設け、地主 2 人が所有する通路から車が入れるようにします。北、東側はブロック 2 段を、南側は高さ 30 cm の木の板を設置します。 譲受人の所有地に農地法違反はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	9 番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	事務局と現地を確認しました。接道も十分確保された場所なので、駐車場として計画どおりに問題なく利用できると思います。
議長	9 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、10 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は都筑区勝田南に事務所を構える建設工事業者です。申請地の隣地を農地法 5 条許可で所有権を取得し、駐車場として利用しています。申請地の借受予定者である譲受人の関連会社が、現在の賃借駐車場の使い勝手が悪いと、新たな駐車場を探していたところ、譲受人駐車場隣地を利用できることになりました。関連会社駐車場を 1 か所に集約でき、利便性が非常に良く、かつ話がまとまった唯一の土地です。

立地基準は第 2 種農地です。市街化区域 500m 以内に存する農地で、10ha 以上の集団農地に含まれない農地です。

被害防除について、隣接地との境界にある既存土留め鋼板は撤去し、申請地へ車両が行き来できるようにします。雨水は碎石敷きの上、自然浸透で排水し、隣地農地境界にはコンクリートブロック塀を新設し、土砂流出を防ぎます。

譲受人の所有農地に農地法違反はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

10 番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員

事務局の説明とおりで、特に問題ありません。

議長

10 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、10 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、10 番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、11 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、都筑区で不動産業を営む法人です。借受法人より駐車場の賃借の依頼があり、申請に至りました。借受法人は照明や撮影機材を扱う法人です。業務用や通勤用の駐車場として港北区と都筑区に 5 箇所、合計 17 台分を賃借していますが、1 箇所を年内で明け渡す必要があります。また、業務効率化のため、これまでコインパーキングを利用していた来客用 2 台を合わせ、合計 19 台を 1 箇所に集約できる土地を探していました。勝田町にある事務所から 1 km 圏内の都筑区の土地を探したところ、申請地のみが見つかりました。

立地基準は第 2 種農地です。市街化区域が 500m 以内にあり、周辺農地の規模が 10ha 未満です。

被害防除について、敷地内は北側中央から東西へ 2 % 程度の傾斜のアスファルト舗装にします。西側出入口部分は U 字溝及びグレーチングを設置します。それ以外の西、南、東側に埋設管を通し、途中 4 箇所に集水枥を設置し、南東側から公共下水管へ接続します。北側は既存ブロックを活かし、出入口以外の西、南、東側にブロック 2 段

	を設置します。 譲受人の所有農地に農地法違反はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	11 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	事務局と現地を確認しました。説明のとおりで特に問題ありません。
議長	11 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、12 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は都筑区で不動産業を営む法人です。借受法人より土地の賃借の依頼があり、申請に至りました。借受法人は生コンクリートの輸送を行う法人です。現在利用している駐車場の土地所有者が、その土地に国の補助事業参画による実験設備を設置するため、ミキサー車 17 台のうち 5 台を移動させる必要がありました。申請地は川和町の営業所から近く、交通の便が良かったため選定されました。 立地基準は第 3 種農地です。500m以内に林医院、浜崎眼科医院があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。 被害防除について、北、西、南側の法面は手を加えず、法上にブロック 2 段を設置します。東側の法面は傾斜を緩やかにし、スロープ状の出入口とします。駐車スペースは土を鋤取り碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。 譲受人の所有農地に農地法違反はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	12 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	12 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、13 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、譲渡人の長女です。現在、都筑区仲町台の一人暮らし用の賃貸住宅に夫婦で住んでいますが、子育てを今後予想され、現住居が手狭になることから、新しい家を探していました。申請地は地権者宅の南側にあり、今後の子育てや通勤にも都合がよく、他に建築可能な土地もないため、申請地に自己住宅を建てるため転用するものです。申請地の面積は、分家住宅の敷地規模基準である 125 m²以上 300 m²未満である 270 m²です。 立地基準は、第 3 種農地です。前面道路に上下水道管があり、500m 以内に池辺保育園と都田幼稚園があります。 被害防除について、西側は道路に面し、北側と東側は畑に隣接し、南側は宅地に面しています。北側と東側の境界には、コンクリートブロック 1 ～ 3 段とピンコロ石 1 段を新設して土砂流出を防ぎます。西側の出入り部分はタイルとコンクリート舗装とし、それ以外の敷地内は現況の土のままとします。雨水は自然浸透させ、汚水は公共下水道へ接続し排水します。 譲受人の所有農地に農地法違反はありません。
議長	13 番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山推進委員	申請の経緯は事務局の説明のとおりです。接道も確保されており、隣接農地も譲渡人の所有農地なので、周囲の農業への影響も限定的だと思います。特に問題はありません。
議長	13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、14 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は現在家族 6 人で賃貸住宅に住んでおりますが、将来の介護や農作業の手伝いに備え転用申請するものです。 立地基準は、第 3 種農地です。500m以内に新田小学校、新吉田原公園があり、前面道路に上下水管があります。 譲受人が転用を確実に実施可能な資力を有するか、金融機関へ確認済です。

	被害防除について、敷地内は、砕石敷及び一部タイルとし、雨水は自然浸透とします。汚水は前面道路の公共下水管に接続し排水します。南側は既存コンクリートブロック、西側はL型擁壁を新設、東側はコンクリートブロックを新設します。東側は譲渡人の所有農地ですが新設するコンクリートブロックの高さを1段とし、日照等営農に支障ないように施工します。 譲受人に違反転用は見当たりません。
議長	14 番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。
飯塚推進委員	事務局の説明のとおりで、問題ありません。
議長	14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、14 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、14 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、15 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は神奈川県厚木市で建設業を営む法人です。営業範囲が東京都・神奈川県ですが業務用車両の駐車場が厚木市にしかなく、東京まで距離があり事業に支障をきたしている状況です。東京都と厚木市双方にアクセスのよい土地で、幹線道路沿いかつ出入口の間口が広い等の条件を満たす土地で話のまとまった唯一の土地でした。 立地基準は、第2種農地です。市街化区域 500m以内の農地で、10ha 以上の集団農地に含まれません。 敷地内は全面砕石敷で雨水は自然浸透させます。南西側は既存 RC 擁壁を利用、南東側は既存コンクリートブロック 3～4 段を補修し利用、北東側はコンクリートブロック 2～3 段を新設します。 譲受人に違反転用は見当たりません。
議長	15 番について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。
加藤保委員	譲渡人は農地の管理が難しい状況で、生計のためにはやむを得ない事情だと思っています。申請内容は事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、15 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、15 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第 4 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。12 番から 20 番までについて事務局から説明してください。
事務局	12 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 13 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間道路として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 14 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間駐車場等として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 15 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間駐車場及び残土置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 16 番について、立地基準は第 2 種農地です。18 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 17 番について、傾斜地かつ立入困難のため耕作不適地であることを確認しました。 18 番について、立地基準は第 3 種農地です。18 年間駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。 19 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 20 番について、立地基準は第 3 種農地です。18 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。
議長	12 番から 20 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12 番から 20 番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12 番から 20 番までは証明交付とします。 続いて、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。15 番について事務局から説明してください。
事務局	特例適用農地は、緑区北八朔町の畑 13 筆と緑区西八朔町の畑 2 筆です。相続人は水田、果樹畑、竹林、露地野菜畑として耕作しており、今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。なお、電柱を 2 本除外しております。 本日、担当委員欠席のため、坂田委員に代理で発言をお願いしております。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長	15番について、地区担当代理の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	地区担当委員の小島委員から、問題ない旨を伺っております。
議長	15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、15番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、15番は証明交付とします。 続いて、第6号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。13番について事務局から説明してください。
事務局	13番は、市長から農業者へあっせん協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、8月6日(水)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	13番について、あっせんに協力します。 以上で第25回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)
野路委員	第1号から第8号について、質問等がありますか。 無いようですので第1号から第8号までを了承とします。 これをもちまして第25回総会を終了します。 (閉会 15時25分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年7月25日開催 第25回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	角 田 昇	会長	出席	議長
2	野 路 幸 子	会長職務代理者	出席	
3	飯 田 清		出席	
4	加 藤 義 晴		出席	
5	小 島 重 信		欠席	
6	平 本 武 夫		出席	
7	坂 田 清 一		出席	
8	白 井 秀 幸		欠席	
9	阿 部 敏		出席	
10	金 井 健		出席	
11	小 池 誠一郎		出席	
12	岡 本 肇	連合会理事	出席	議事録署名人
13	菅 沼 進		出席	議事録署名人
14	杉 崎 精 一		出席	
15	関 戸 裕 一	連合会理事	出席	
16	小川名 重 典	連合会理事	出席	
17	加 藤 保		出席	
18	石 井 芳 明		出席	
19	守 谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	飯 嶋 啓 吾		出席	
2	荻 野 清	連合会理事	出席	
3	金 子 宏 正		出席	
4	川 田 昭 一		出席	
5	鈴 木 昇	連合会理事	出席	
6	関 口 正 徳		出席	
7	中 山 勝		出席	
8	根 本 栄 治		出席	
9	村 岡 鐘		欠席	
10	井 上 太 市		出席	
11	内 田 英 一	連合会理事	出席	
12	大 矢 勝		出席	
13	金 子 晴 男		出席	
14	河 原 俊 一	連合会監事	出席	
15	小 原 甲 史		出席	
16	齋 藤 春 美		出席	
17	佐 藤 孝 春		出席	
18	新 川 和 生		出席	
19	森 正 明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし